

厚木市将来のためのまちづくり屋チーム設置規程

(設置)

第1条 少子高齢化の進展や人口減少など本市を取り巻く将来の社会環境の変化を的確に予測し、市民サービスの維持向上及び持続可能なまちの実現に向けて、本市の課題に応じた施策等を検討するため、厚木市将来のためのまちづくり屋チーム（以下「チーム」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 チームの所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の策定に係る諸事項及び実施計画に位置付ける事業等の検討に関すること。
- (2) 人口の現状分析及び将来人口に対応するために必要となる施策の検討に関すること。
- (3) 将来の社会環境の変化に対応するための地域の在り方の検討に関すること。
- (4) その他市民サービスの維持向上及び持続可能なまちの実現に必要な検討に関すること。

(組織)

第3条 チームは、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 チームにリーダー及びサブリーダーを置き、リーダーは企画政策課長をもって充て、サブリーダーは企画政策課企画政策係長をもって充てる。

(リーダー等の職務)

第4条 リーダーはチームの会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第5条 チームの会議は、必要に応じてリーダーが招集する。

- 2 チームは、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができるものとする。

(庶務)

第6条 チームの庶務は、企画政策課において処理する。

(設置期間)

第7条 チームの設置期間は、この規程の施行の日から所掌事項が完了するまでとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、チームの運営について必要な事項は、リーダーが会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月28日から施行する。

別表（第3条関係）

No	役職	所属及び職名
1	リーダー	企画政策課長
2	サブリーダー	企画政策課企画政策係長
3	メンバー	企画政策課計画調整係長
4	メンバー	企画政策課友好交流・オリンピック・パラリンピック推進係長
5	メンバー	危機管理課防災対策係長
6	メンバー	広報課広報係長
7	メンバー	行政経営課行政経営係長
8	メンバー	情報政策課情報企画係長
9	メンバー	行政総務課行政総務係長
10	メンバー	財政課財政係長
11	メンバー	福祉総務課福祉政策係長
12	メンバー	福祉総務課地域包括ケア推進担当
13	メンバー	障がい福祉課障がい福祉係長
14	メンバー	介護福祉課高齢者ふれあい係長
15	メンバー	健康長寿推進課健康医療係長
16	メンバー	健康づくり課母子保健係長
17	メンバー	こども育成課こども政策係長
18	メンバー	青少年課青少年育成係長
19	メンバー	市民協働推進課市民協働推進係長
20	メンバー	文化生涯学習課文化芸術振興係長
21	メンバー	セーフコミュニティくらし安全課セーフコミュニティ推進係長
22	メンバー	交通安全課交通安全係長
23	メンバー	環境政策課環境政策係長
24	メンバー	環境事業課資源循環係長
25	メンバー	農業政策課農業政策係長
26	メンバー	産業振興課産業振興係長
27	メンバー	商業にぎわい課商業振興係長
28	メンバー	観光振興課観光振興係長
29	メンバー	都市計画課まちづくり政策係長
30	メンバー	都市計画課交通政策係長

31	メンバー	住宅課住宅政策係長
32	メンバー	下水道総務課下水道総務係長
33	メンバー	河川ふれあい課河川整備係長
34	メンバー	公園緑地課計画整備係長
35	メンバー	市街地整備課中町第2-2地区整備係長
36	メンバー	まちづくり推進課まちづくり推進係長
37	メンバー	道路整備課幹線道路・スマートインター整備係長
38	メンバー	消防総務課消防総務係長
39	メンバー	教育総務課教育企画係長
40	メンバー	教育指導課教育指導係長
41	メンバー	社会教育課社会教育係長
42	メンバー	スポーツ推進課スポーツ推進係長
43	メンバー	文化財保護課文化財保護係長
44	メンバー	公募職員